

鎌倉女子大学中・高等部
いじめ防止基本方針

平成 26 年

鎌倉女子大学中・高等部

(いじめの禁止)

鎌倉女子大学中・高等部の生徒は、絶対にいじめを行ってはならない。

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第二条に準拠】

(2) 鎌倉女子大学中・高等部いじめ防止基本方針の目的

「人・物・時を大切に」という建学の精神に則り、本生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。そのためには、いじめが学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こり得るという認識に立ち、生徒・保護者・教職員の三位一体の協働が必要であり、又、地域の協力も必須のものとなる。本学としては、その教育活動全般を通じていじめの防止等（いじめの防止・いじめの早期発見・いじめへの対処）に取り組む努力をし続けなければならない。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むため、人権教育の推進、道徳教育の推進、体験活動の充実を図る。
- ③ 授業をはじめ、特別活動、校友会活動において、生徒の居場所があり、主体的に参加・活躍ができる場面を多く創出し、生徒に自己有用感を感じさせ、自尊感情を育成する。
- ④ 生徒が主体となっていじめのない学校社会を形成するという意識を育むため、生徒自身がいじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑤ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように家庭、関係機関等と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ⑥ 教職員が生徒と向き合う時間を大切にし、生徒の状況を常に的確に把握するように努

める。

- ⑦ 定期的ないじめアンケートや個別の教育相談を実施し、学校組織を挙げて、生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑧ 教育相談委員会（生徒指導部・学年主任・スクールカウンセラー・養護教諭）をもとに「いじめ防止等対策委員会」を設置し、全校体制で組織的にいじめ防止に取り組む。

2. いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための具体的取り組み

① 自己の役割や責任を果たそうとする態度(責任感)の醸成	委員会活動、職業体験、ボランティア活動、校友会活動、行事等特別活動
② よりよい人間関係を築こうとする態度(社会性)の醸成	
③ いのちを大切に作る心、他者を思いやる気持ち(道徳観、規範意識)の醸成	
④ 誰もが活躍できる機会を設定(自己有用感、充実感)	日頃の授業、ボランティア活動、行事等特別活動
⑤ いじめ(人権)の問題について学ぶ(主体性、行動力)	道徳、LHR、行事等特別活動、委員会活動
⑥ 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気(正義感)の醸成	日常のあらゆる場面で、いじめの問題に触れる
⑦ 教職員が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないようにする(率先垂範)	教職員の言動に細心の注意
⑧ 体罰の絶対禁止	教職員研修の実施
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止(情報モラル、情報リテラシー教育の推進)	授業(情報、技術家庭科等)生徒指導講演会、保護者会

(2) いじめの早期発見のための取り組み

① 日頃から生徒の日常や生活の様子に眼を配る	授業、HR、日常の様子、修養日誌、校友会活動
② 生徒との信頼関係の構築	
③ 生徒の発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的にいじめを認知	
④ 生徒がいじめを訴えやすい体制の整備	定期的なアンケート調査、二者面談・三者面談、相談室、相談窓口の周知、カウンセラー面談(中)
⑤ インターネットを通じて行われるいじめの早期発見	法人と連携した情報解析サービスの利用

(3) いじめの早期解決のための取り組み

生徒がいじめを受けているとの通報を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 「いじめ防止等対策委員会」を緊急開催し、情報を共有 ② いじめの事実の有無の確認、結果を学校法人鎌倉女子大学（学校の設置者、以下、法人）へ報告
いじめの事実確認の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係生徒、教職員、保護者等、多方面からの情報収集 ② 丁寧で、適切な方法による速やかで正確な事実の把握 ③ 当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いに十分な注意
いじめの事実があった場合、又はいじめの疑いがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ① いじめを受けた生徒を最後まで守り通す ② いじめを受けた生徒が安心・安全な学校生活を送るための必要な支援(生徒・保護者) ③ いじめを行った生徒に対しての適切かつ毅然とした指導 ④ いじめを行った生徒がいじめの行為に至った背景を把握し、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を送れるための必要な助言や支援(生徒・保護者) ⑤ 関係生徒及び保護者に対する事実関係の情報提供、協力依頼、継続的な支援 ⑥ 事実確認結果の速やかな報告（法人、双方の保護者） ⑦ 中・高等部長は、教育上必要と認める場合、適切に懲戒・訓告・特別指導を行う
インターネットを通じて行われるいじめの通報や相談を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 速やかな一連の掲載情報の確認 ② インターネット上の情報の削除依頼（鎌倉女子大学情報教育センター、地方法務局等の協力を得る） ③ 必要に応じ、警察等の専門的機関に相談・通報し、適切に援助を求める。

3. いじめ防止等のための組織

(1) 「いじめ防止等対策委員会」及び「いじめ対策緊急委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、教育相談委員会をもととした「いじめ防止等対策委員会」を設置し、1か月に1回程度（教育相談委員会開催時）開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、必要に応じて「いじめ対策緊急委員会」を緊急開催する。

① 「いじめ防止等対策委員会」の構成

教育相談委員会（生徒指導部・学年主任・スクールカウンセラー・養護教諭）

状況に応じて部長・次長・学級担任・その他必要と認められた教職員

〈活動内容〉

I いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

② 「いじめ対策緊急委員会」の構成

部長・次長

教育相談委員会（生徒指導部・学年主任・スクールカウンセラー・養護教諭）

学級担任・その他必要と認められた教職員

緊急時や部長が必要と認めた場合には、運営会議メンバー（入試広報主任・進路指導主任・教務主任・支援室長・教育調査企画室）も会議等に参加する。

〈活動内容〉

I いじめに関する相談・通報への対応

II いじめの判断と情報収集

III いじめ事案への対応検討・決定

IV いじめ事案の報告

4. 重大事態への対処

いじめにより、重大事態に陥った場合は、法人を通じて神奈川県知事に報告し、法人と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「重大事態」とは

法第 28 条の規定による重大事態である。重大事態かどうかの判断は、以下の考え方により、原則として中・高等部長が判断する。

- ① いじめを受けていた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 自殺を企図したり、自殺に至った場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いのある場合
 - ・ 年間 30 日間の欠席を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は上記目安に関わらず、中・高等部長の判断により、重大事態として対応する。

(2) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

部長、次長、運営会議メンバー（入試広報主任・進路指導主任・教務主任・生徒指導主任）、生徒指導副主任、スクールカウンセラー、養護教諭、必要と認められた教職員、専門的知識及び経験を有する者等の第三者

- ※ 構成員については法人と協議の上、部長が任命する。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 活動内容

- ① 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ② 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供及び説明
- ③ 法人を通じて神奈川県知事への調査結果報告

- ④ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5. 年間計画

		いじめ防止等に向けた取り組み	
		教職員による取り組み	生徒の活動を通じた取り組み
1 学期	4月	保護者会 いじめ防止等対策委員会 職員会議	新入生歓迎会 委員会活動
	5月	授業参観 第1回教育相談委員会 職員会議	二者面談 校外学習 スクールカウンセラー面談(中1)
	6月	第2回教育相談委員会 職員会議	三者面談
	7月	第3回教育相談委員会 職員会議	委員会活動
	8月		
2 学期	9月	第4回教育相談委員会 いじめ防止等対策委員会 職員会議	委員会活動 二者面談 スクールカウンセラー面談(高1)
	10月	授業参観 第5回教育相談委員会 職員会議	スクールカウンセラー面談(中2)
	11月	第6回教育相談委員会 職員会議	三者面談 委員会活動
	12月	第7回教育相談委員会 職員会議	校外学習(中)
3 学期	1月	第8回教育相談委員会 職員会議	
	2月	第9回教育相談委員会 職員会議	学校生活アンケート実施
	3月	第10回教育相談委員会 いじめ防止等対策委員会 職員会議	委員会活動 二者面談

6. いじめ事案に対する対応フローチャート

